

産業廃棄物処分業許可証

住 所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地
氏 名 株式会社 公清企業
代表取締役 福田 年勝

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

札幌市長 秋 元 克 広

許可の年月日 令和 5年 2月 7日
許可の有効年月日 令和 8年 3月 4日

1. 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- (1) 脱水 ア 汚泥 イ 廃酸（牛乳に限る。）
(2) 乾燥 ア 汚泥 イ 廃酸（牛乳に限る。）
(3) 焼却 ア 燃え殻 オ 廃アルカリ ケ 木くず シ 動物系固形不要物 ソ 動物のふん尿
イ 汚泥 カ 廃プラスチック類 コ 繊維くず ス ゴムくず タ 動物の死体
ウ 廃油 キ 紙くず サ 動植物性残さ セ 金属くず
エ 廃酸 ク ガラスくず、コンクリートくず（（動物糞、糞尿、結核菌、生じたものを除く））及び陶磁器くず
(4) 油水分離 ア 汚泥 イ 廃油 ウ 廃酸 エ 廃アルカリ
(5) 中和 ア 廃酸 イ 廃アルカリ
(6) 焼成（廃石膏ボードを破碎したものに限る）ア ガラスくず、コンクリートくず（（動物糞、糞尿、結核菌、生じたものを除く））及び陶磁器くず
以上(1)から(6)は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。
(7) 破碎 ア 廃プラスチック類 イ 紙くず ウ 木くず エ 繊維くず オ ゴムくず カ 金属くず
以上(7)は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
(8) 破碎
① 廃石膏ボードに限る。
ア ガラスくず、コンクリートくず（（動物糞、糞尿、結核菌、生じたものを除く））及び陶磁器くず
以上①は石綿含有産業廃棄物であるもの、水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
② 廃蛍光管に限る。
ア 金属くず イ ガラスくず、コンクリートくず（（動物糞、糞尿、結核菌、生じたものを除く））及び陶磁器くず
以上②は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。
(9) 選別
① 廃棄物全般（医療廃棄物を除く。）
ア 廃プラスチック類 ウ ガラスくず、コンクリートくず（（動物糞、糞尿、結核菌、生じたものを除く））及び陶磁器くず
イ 金属くず エ がれき類
② 混合廃棄物（家電リサイクル法対象4品目は除く。）に限る。
ア 汚泥 エ 木くず キ ゴムくず ケ がれき類
イ 廃プラスチック類 オ 繊維くず ク 金属くず
ウ 紙くず カ ガラスくず、コンクリートくず（（動物糞、糞尿、結核菌、生じたものを除く））及び陶磁器くず
以上①②は水銀含有ばいじん等であるものを除く。また、石綿含有産業廃棄物であるものを含むものは①に限り、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含むものは②（廃OA機器及び廃家電等は除く）に限る。

2. 事業の用に供する施設					
区分	設 置 場 所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
(1) 脱水 (無機汚泥)	札幌市東区中沼町 45 番地 23	令和 3 年 11 月 19 日	134 m ³ ／日	令和 3 年 11 月 8 日	札環事産施許可第21-03 号
(1) 脱水 (有機汚泥・廃糞)		平成 25 年 12 月 10 日	9 m ³ ／日		
(2) 乾燥		平成 7 年 11 月 28 日	80 m ³ ／日	平成 7 年 9 月 29 日	札リ指産施許可第 10 号
(4) 油水分離		平成 7 年 11 月 28 日	40 m ³ ／日	平成 25 年 10 月 18 日	札環事産施許可第13-02 号
		平成 20 年 11 月 10 日	8 m ³ ／日		
(5) 中和		平成 7 年 11 月 30 日	300 m ³ ／日	平成 7 年 5 月 24 日	札リ指産施許可第 7 号
(8)② 破碎 (廃蛍光灯)		平成 15 年 8 月 25 日	1.904 t／日		
(9)① 選別		平成 11 年 4 月 16 日	5 t／日		
(8)① 破碎 (廃石膏ボード)	札幌市東区中沼町 45 番地 57	平成 30 年 9 月 7 日	80 t／日		
(6) 焼成 (廃石膏ボード)		平成 30 年 9 月 7 日	36 t／日		
(3) 焼却		令和元年 5 月 31 日	38.4 t／日	平成 30 年 6 月 29 日	札環事産施許可第18-01 号
(7) 破碎		令和元年 5 月 31 日	61.6 t／日	平成 30 年 7 月 19 日	札環事産施許可第18-02 号
(9)② 選別		令和元年 12 月 10 日	83.4 t／日		
3. 許可の条件 なし					
4. 許可の更新又は変更の状況					
昭和4 8 年 3 月 7 日 新規許可	平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日 変更許可 (1)⑤ア、ウ、エの追加)				
昭和6 2 年 5 月 1 5 日 期限付許可	平成 2 2 年 2 月 2 7 日 更新許可				
平成 2 年 2 月 2 7 日 変更許可 (1)④ウの追加)	平成 2 6 年 1 月 2 0 日 変更許可 (1)④イの追加)				
平成 7 年 2 月 2 7 日 更新許可	平成 2 7 年 2 月 2 7 日 更新許可				
平成 7 年 1 2 月 1 日 変更許可	平成 3 0 年 9 月 2 0 日 変更許可 (1)⑦アの追加、1)⑨①アの追加)				
(1)④エ、キ、ケ、コ、ソ、タの追加 1)⑥ア、イの追加 1)⑪ (埋込エ、オ、カ、ク)の追加)	平成 3 1 年 3 月 5 日 更新許可 (更新時優良認定)				
平成 1 1 年 4 月 1 6 日 変更許可 (1)⑩②ア～キの追加)	令和 元年 6 月 1 4 日 変更許可 (1)④ア、ク、シ、セの追加、1)⑧ア～カの追加)				
平成 1 2 年 2 月 2 7 日 更新許可	令和 元年 1 2 月 2 7 日 変更許可 (1)⑩③ア～ケの追加)				
平成 1 5 年 8 月 2 6 日 変更許可 (1)⑨②ア、イの追加)	令和 5 年 2 月 7 日 変更許可 (1)⑦の変更)				
平成 1 6 年 7 月 2 日 変更許可 (1)③アの追加)	令和 5 年 7 月 2 6 日 変更届 (コンクリート固化の廃止)				
平成 1 7 年 2 月 2 7 日 更新許可	令和 5 年 1 2 月 7 日 変更届 (1)⑩④の変更)				
平成 1 8 年 3 月 2 7 日 変更許可 (1)⑩①ア、イの追加)					
平成 1 8 年 4 月 7 日 変更許可 (1)⑨イの追加)					
5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 なし					

書換交付	
令和 5 年 1 2 月 2 5 日	
事由	選別施設の事業範囲の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。